

和歌山市所管スポーツ施設 指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

和歌山市 産業交流局
文化スポーツ部 スポーツ振興課

《目 次》

I	基本事項	
1	指定管理者募集の目的	1
2	本施設の設置目的	1
3	施設の概要	1
4	指定期間	4
II	指定管理に関する事項	
1	指定管理の基本的な考え方	4
2	指定管理者が行う業務の範囲	4
3	指定管理者が果たすべき責任	5
III	管理運営に係る経理及び経費に関する事項	
1	管理運営経費等	5
IV	選定及び指定に関する事項	
1	市と指定管理者の責任分担等	7
2	指定管理者の応募資格等	8
3	不適格事由	9
4	決定までのスケジュール	11
5	募集要項の配布期間、現地説明会等	11
6	指定申込書等の提出	12
7	応募者による提案	15
8	選定方法	16
9	選定結果の通知・公表	18
10	協定の締結	18
V	その他の事項	
1	指定の取消し等	19
2	業務の引継ぎ	20
3	事前準備等の経費	20
4	その他協議すべき事項	20
5	問合わせ先及び応募先	20

和歌山市所管スポーツ施設指定管理者募集要項

指定管理者制度は、和歌山市（以下「市」という。）が指定する民間事業者等に、施設の管理運営業務を代行していただく制度で、民間事業者等が有する発想やノウハウを活用し、サービスの向上と管理経費の削減を図るものです。

和歌山市所管スポーツ施設（松下体育館・市民体育館・河南総合体育館・市民スポーツ広場・市民温水プール）は、市民のスポーツ及びレクリエーション等に供することを目的に設置され、各種競技会や大会、さらには日々の練習会場やレクリエーションの場として利用されています。

本施設の管理運営については、令和9年3月31日をもって5年間の指定管理期間が満了するため、令和9年4月1日以降の指定管理者を募集するものです。

I 基本事項

1 指定管理者募集の目的

市が所管するスポーツ施設（松下体育館・市民体育館・河南総合体育館・市民スポーツ広場・市民温水プール）（以下「本施設」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成24年条例第4号）第2条の規定により、本施設の管理運営業務を行う指定管理者を募集する。

2 本施設の設置目的

本施設は、市民のスポーツ及びレクリエーション等に供することを目的に設置され、各種競技会や大会、さらには日々の練習会場やレクリエーションの場として利用されています。

3 施設の概要

(1) 施設名称

和歌山市立松下体育館（以下「松下体育館」という。）

①所在地

和歌山市西浜1037番地

②建物概要

【構 造】 鉄筋コンクリート造 地上2階

【敷地面積】 5,684㎡

【建築面積】 2,145㎡

【延床面積】 2,884㎡

【建設日】 昭和45年7月27日

③主な施設

【アリーナ】 858㎡

観客席 680人 補助席 600人

【会議室】

【モニター室】

【更衣室（シャワー付）】

【駐車場等】

④開館時間 午前9時～午後9時

⑤休館日 木曜日（祝日と重なるときはその翌日）及び12月29日から翌年1月3日まで（以下「年末年始」という。）

(2) 施設名称 和歌山市立市民体育館（以下「市民体育館」という。）

①所在地 和歌山市土入 3 1 8 番地 1

②建物概要

【構 造】 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 1 階

【敷地面積】 1 8 , 1 2 7 m²

【建築面積】 4 , 0 5 9 . 1 2 m²

【延床面積】 3 , 8 1 1 . 7 m²

【建 設 日】 昭和 5 3 年 5 月 2 0 日

③主な施設

【アリーナ】 1 , 4 9 9 . 7 4 m²

観客席 7 0 0 人 補助席 1 , 0 0 0 人

【トレーニング室 3 室】

【会 議 室】

【医 務 室】

【更衣室（シャワー付）】

【ウエイトリフティング室】

【駐車場等】

④開館時間 午前 9 時～午後 9 時

⑤休館日 月曜日（祝日と重なるときはその翌日）及び年末年始

(3) 施設名称 和歌山市立河南総合体育館（以下「河南総合体育館」という。）

①所在地 和歌山市和佐中 1 6 5 番地 1

②建物概要

【構 造】 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート）地上 2 階

【敷地面積】 1 0 , 7 5 3 m²

【建築面積】 3 , 3 4 3 m²

【延床面積】 4 , 2 3 5 m²

【建 設 日】 昭和 5 8 年 3 月 2 7 日

③主な施設

【アリーナ】 1 , 5 8 4 m²

観客席 4 7 5 人 補助席 7 0 0 人

【武 道 場】

【弓 道 場】

【トレーニング室】

【屋外テニスコート】

【会 議 室】

【医 務 室】

【更 衣 室（シャワー付）】

【ジョギングコース】

【駐車場等】

④開館時間 午前 9 時～午後 9 時（屋外テニスコートは午後 7 時まで）

⑤休館日 火曜日（祝日と重なるときはその翌日）及び年末年始

（４）施設名称 和歌山市立市民スポーツ広場（以下「スポーツ広場」という。）

①所在地 和歌山市福島 7 9 6 番地

②施設概要

【敷地面積】 9 7 , 6 0 0 m²

【建設日】 昭和 4 6 年 3 月 8 日

③主な施設

【野球場 2 面】 2 0 , 0 0 0 m²

【球技場（大）】 1 9 , 8 0 0 m²

【球技場（小）】 7 , 7 0 0 m²

【テニスコート 9 面】 5 , 7 0 0 m²

【陸上競技場】 1 4 , 3 0 0 m²

【駐車場等】

④附帯設備

【簡易便所】 1 5 基

【手洗い場】 2 か所

【サッカーゴール】

【ラグビーポール】

【ベンチ】 3 1 か所

⑤開館時間 午前 6 時～午後 7 時（テニスコートは午前 9 時～午後 7 時）

⑥休館日 年末年始

（５）施設名称 和歌山市立市民温水プール（以下「温水プール」という。）

①所在地 和歌山市土入 3 1 8 番地 1

②施設概要

【構造】 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階

【敷地面積】 2 , 9 7 1 m²

【建築面積】 2 , 0 6 4 m²

【延床面積】 2 , 0 6 4 m²

【建設日】 昭和 5 9 年 1 0 月 2 7 日

③主な施設

【2 5 m 公認プール】 3 2 5 m²

6 コース・長さ 2 5 m・水深 1 . 2 m～1 . 4 m

【幼児用プール】 9 0 . 3 m²

水深 0 . 6 m

【会議室】

【医務室】

【更衣室（シャワー付）】

【採暖室】

【監視室】

【観覧席】

【駐車場等】

- ④開館時間 午前10時～午後8時（10月～3月は午後6時まで）
- ⑤休館日 月曜日（祝日と重なるときはその翌日）及び年末年始

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間
ただし、この期間は市議会の議決により確定するものです。

II 指定管理に関する事項

1 指定管理の基本的な考え方

- （1）市民の体力・健康づくりやスポーツ振興の拠点となるような管理運営を行うこと。
- （2）公の施設の設置目的を効果的に達成し、効率的・弾力的運営を行い、経費の削減に努めること。
- （3）使用者の平等な使用が確保できるように努めること。
- （4）地域住民や使用者の意見を管理運営に反映させ、市民サービスの向上に努めること。
- （5）使用者の安全を十分に図り、清潔で快適な環境を提供すること。
- （6）施設の使用促進を積極的に図ること。
- （7）市又は和歌山市教育委員会主催の事業については、優先して使用できるよう配慮すること。
- （8）個人情報の保護を徹底すること。

2 指定管理者が行う業務の範囲

（1）指定管理者が行う業務

- ア 施設の受付及び使用許可に関する業務
- イ 管理施設の使用料徴収に関する業務
- ウ 自主事業に関する業務（市が指定するスポーツ教室を含む。）
- エ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- オ 指定管理の引継ぎに関する業務
- カ モニタリングに関する業務
- キ 事業報告書等の提出に関する業務
- ク その他施設の管理に関して市が必要と認める業務

（2）留意事項

- ア 業務内容の詳細については、和歌山市所管市立体育館・市民スポーツ広場指定管理業務仕様書及び和歌山市所管市民温水プール指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。
- イ 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
ただし、業務の一部について、市の承認を受けたうえで、専門の事業者へ委託することは可能です。ただし、この場合の事業者は、市の登録業者に限ります。
- ウ 業務報告書等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、指示等を行い、改善が見られないときは、指定を取消すことがあります。

3 指定管理者が果たすべき責任

(1) 安全管理

指定管理者は、安全管理の徹底のため、法令等を遵守した対応マニュアル（以下「安全管理マニュアル」という。）を作成し、従事者に周知徹底を図り、安全対策に万全を期さなければなりません。

(2) 個人情報の保護

指定管理者が、施設の管理を行うに当たり、個人情報を取扱う場合は、その取扱いに充分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために個人情報保護取扱規程を定める等必要な措置を講じなければなりません。

(3) 情報公開

指定管理者が、管理を行うに当たり、作成又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において規程を定めるなど適正な情報公開に努めなければなりません。

(4) 文書の管理・保存

指定管理者が、業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、和歌山市文書取扱規程等に基づいて、別途指定管理者において規程等を定め、適正に管理・保存しなければなりません。また、指定管理終了時に、市の指示に従って引き渡さなければなりません。

(5) 環境への配慮

次に掲げる項目により、環境に配慮した業務の実施に努めなければなりません。

ア 環境に配慮した商品等の購入を推進すること。また、廃棄に当たっては、資源の有効活用や 適正な処理を図ること。

イ 電気・ガス・水道等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組みを推進すること。

ウ 化学物質等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

エ 使用者等に対して、環境の保全及びリサイクルに関する情報提供に努めるとともに、業務に関わる者に対する教育及び学習を推進すること。

オ 施設から発生する廃棄物等の量を抑制するとともに、処理業者による適正な処理のみならず、適正な分別や回収ルートを構築するなど、可能な限り取組みを推進すること。

カ その他、市が推進する環境施策等に協力すること。

(6) 守秘義務

指定管理者及びその従事者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者への漏えい、又は自己の利益のために使用してはなりません。指定管理者の指定期間が終了した後、又は従事者がその職を退いた後においても同様とします。

Ⅲ 管理運営に係る経理及び経費に関する事項

1 管理運営経費等

(1) 管理運営委託料

適正に算出された本施設の管理運営経費（人件費、消耗品費、一定の施設修繕費、光

熱水費、保険料、備品費、委託料、その他維持管理に係る全ての経費等）の合計金額を管理運営委託料として市が指定管理者に支払うものとします。

(2) 管理運営委託料実績額（徴収事務委託分を含む。）

別添和歌山市所管スポーツ施設決算状況に関する資料に記載しています。

(3) 指定管理料上限額の設定について

5年間の指定管理料総額の上限額は1, 130, 322千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※収支予算書において各年度の指定管理料の合計額は、上記の指定管理料の上限額を下回る額で提案をすること。なお、5年間の指定管理料の合計が上限額を上回る提案をした場合は、失格とする。

(4) 利用料金制の適用の有無について

施設使用料については、利用料金制は適用せず市の歳入となります。

(5) 使用料徴収事務委託料

使用料の徴収事務に係る経費については、管理運営委託料とは別に算出してください。

※徴収事務委託料については、当該指定管理者と委託契約を結び、管理運営委託料とは別に支払います。

(6) 管理運営委託料と徴収事務委託料の支払

支払金額及び方法等は、指定管理に係る基本協定書、年度協定書及び使用料徴収事務委託契約書に定めます。

(7) 会計の独立と管理口座

指定管理者は、指定管理業務に係る会計帳簿類及び経理規定を設けてください。

(8) 消費税について

これらの施設は、消費税及び地方消費税の課税対象となります。

(9) 施設等の修繕について

1か所あたりの予定価格が20万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）のものについては、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、毎年度に予算の範囲内で市が修繕等を行うこととし、修繕等の実施時期は、指定管理者との協議により決定します。

1か所あたりの予定価格が20万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）のものについては、指定管理者が必要と認めるものについて、指定管理者の責任と経費負担において実施することとします。

ただし、指定管理者の管理上の瑕疵による施設等の損傷を修繕するときは、予定価格にかかわらず、指定管理者の経費負担で実施することとします。

(10) 改修工事計画等

①建物主要構造部の改築や施設の大規模改装等の改修工事（以下「改修工事」という。）については、市が行います。

②指定管理者が、改修工事を必要とする場合は、市に対し施設の状況及び理由等を付して、その旨を依頼してください。この場合、市は当該工事の必要性を検討し、予算措置がされた場合のみ工事を実施します。なお、市の決定に対し異議は認めません。

③市が決定した工事の工期、日程、工法等についても異議は認めません。また、指定管理者は市の行う工事に協力していただきます。

※今回の指定期間中にも、老朽化した施設の改修工事等が実施される可能性があります。改修工事等の実施が確定次第、指定管理者に通知します。

改修工事期間中は、施設を臨時に休館することとなりますので、ご了承ください。

また、指定管理料の積算につきましては、改修工事等の実施が未確定であるため、改修工事等を考慮せずに年間計画を立ててください。

なお、改修工事等が実施された場合、当該年度の指定管理料について、別途協議することとなりますので、ご了承ください。

(11) 備品等について

施設内に設置されている備品は、無償で指定管理者に貸与します。

なお、備品等の管理、購入その他の取扱いについては、仕様書に定めるところによるものとします。

(12) 賠償責任保険の加入について

指定管理者の責に帰すべき事由により、施設等が使用に耐えなくなった場合や、使用者に損害が及んだ場合、その全部又は一部について指定管理者に賠償いただくことになります。

したがって、指定管理者はあらかじめ危険負担軽減のため、賠償責任保険に加入するなど必要な措置を講じてください。

なお、火災保険については、市において「建物総合損害共済（全国市有物件共済会）」に加入しています。

IV 選定及び指定に関する事項

1 市と指定管理者の責任分担等

市と指定管理者の責任分担は、概ね次表のとおりです。

(◎：原則として責任がある。 ○：一部責任を負う場合がある。)

項 目	市	指定管理者
施設、設備の設置基準等に関する法令の変更によるもの	◎	
指定管理業務一般に関する法令の変更によるもの		◎
資金調達		◎
物価（指定後のインフレ、デフレ）	協議事項	
金利の変動		◎
不可抗力による業務の変更、中止等	協議事項	
市の責任による業務の中止等	◎	
指定管理者の責任による業務の中止等		◎
指定管理者の事業放棄、破綻		◎
申込費用の負担		◎
施設運営の引継ぎコストの負担		◎
市以外の要因による運営費の増加		◎
市の協定内容の不履行	◎	
指定管理者の事由による業務及び協定内容の不履行		◎

要求水準の不適合		◎
管理運営		◎
機械設備の保守点検（法定を含む）		◎
備品の購入及び管理	○	◎
必要な消耗品の購入		◎
不可抗力による施設の修繕等	協議事項	
不可抗力以外の施設の修繕等	◎ (1件20万円以上)	◎ (1件20万円未満)
施設の法的管理（使用許可・目的外使用許可）	◎ (目的外使用許可)	◎ (使用許可)
苦情対応	○	◎
事故対応	○	◎
災害時対応	○（指示等）	◎
災害復旧	◎	○
包括的管理責任	◎	
使用者に係る賠償責任保険の加入	○	◎
火災保険の加入	◎	
施設の管理瑕疵により損害が生じた場合		◎
施設の設置瑕疵により損害が生じた場合	◎	

※上記に含まれない事項は、市と指定管理者間の協議によるものとします。

※使用者の責に帰すべき事由による損傷で、その使用者が特定できる場合における損害回復等についての交渉は、指定管理者が行うものとします。

※指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害について、市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に求償権を有するものとします。

2 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

ア 応募者は、法人その他の団体（以下「団体等」という。）又は、複数の団体等により構成された共同企業体（以下「共同企業体等」という。）であって、指定期間中、本施設を担うにふさわしい能力等を有し、安定して施設の管理運営を行うことができる者とする。（ただし、個人での応募はできない。）

イ 応募者は、和歌山市内に事務所等活動拠点を置いている者又は今後、基本協定書締結までの期間に和歌山市内に事務所等を設置できる者とする。なお、代表構成員が和歌山市内に事務所等活動拠点がなくても、構成団体の中に和歌山市内に事務所等活動の拠点を置いている者を含んでいればよい。

※ 応募者は、指定期間中は、必ず和歌山市内に事務所又は事業所を設置すること。なお、設置に当たっては、市に法人設立・事務所等設置申告書を提出すること。

(2) 複数応募の禁止

単独で応募した団体等は、共同企業体で応募することはできない。また、共同企業体で

応募した団体等は、他の共同企業体の構成団体となることはできない。

※共同企業体で応募する場合は、構成団体の中から代表構成団体を定めること。なお、協定書の締結に当たっては、共同企業体の構成団体すべてを協定の当事者とし、代表構成団体を中心に協議を行うが、協定書に関する責任は、共同企業体の構成団体のすべてが負う。

(3) 共同企業体等における構成団体の変更

共同企業体等で応募した場合、その構成団体の変更は、原則として認めません。

3 不適格事由

次のいずれかに該当する団体等（共同企業体等の構成団体である団体等を含む。）は、指定管理者となることができない。

なお、選定時点で次のいずれかに該当しなかった団体等が、以後、該当することになった場合は、指定管理者の指定を行わず、又は指定の取消し等を行うことがある。

(1) 法人その他団体等に関する事項

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項又は和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年条例第4号）第11条第1項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体等
- ② 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年条例第4号）第4条第3項の規定により候補者とされなかった団体（当該団体に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたことにより候補者にされなかったものに限る。）である団体等
- ③ 本市から指名停止の措置を受けている団体等
- ④ 租税公課を滞納している団体等
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、又はその利益となる活動を行う団体等
- ⑥ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第14条の規定に違反して暴力団の威力を利用していると認められる団体等
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体等で、当該各号に該当することとなった日から起算して2年を経過しない団体等
- ⑧ 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算手続開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立てをしているもの（当該申立てに係る再生手続、更生手続、特別清算手続又は承認援助手続が終了しているものを除く。）である団体等
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生手続等を行っている団体等又は銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体等
- ⑩ 本市における指定管理者の選定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨げた団体等
- ⑪ 和歌山市所管スポーツ施設指定管理者選定委員会の委員が経営又は運営に直接関与

している団体等

(2) 団体を代表する役員その他当該団体の運営を実質的に行う役職にある者に関する事項

- ① (1) の③、⑥又は⑦に該当する者
- ② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 心身の故障により指定管理業務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ (1) の④に該当し、又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がある者(法人格を有しない団体の代表役員等に限る。)
- ⑥ (1) の①に掲げる団体の代表役員等であった者(当該団体について取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条又は和歌山市行政手続条例(平成7年条例第3号)第14条の規定による通知があった日前60日以内に当該団体の代表役員等であった者を含む。)でその指定の取消しの日から起算して2年を経過しない者
- ⑦ 本市の職員であった者で、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- ⑨ 暴力団及び暴力団員に協力し、関与する等これと交わりをもつ者(以下「暴力団関係者」という。)
- ⑩ 自団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員及び暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)を利用していると認められる者
- ⑪ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑫ 暴力団等と密接な関係を有していると認められる者、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑬ 暴力団等であることを知りながら、これを利用していると認められる者
- ⑭ 暴力団等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を怠っていると認められる者
- ⑮ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑯ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外する。

- ① 選定審査に関する照会、要求等を申入れた場合
- ② 本募集要項に違反、又は著しく逸脱した場合
- ③ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ④ その他不正行為があった場合

4 決定までのスケジュール

①募集要項配布期間	令和8年8月18日（火）～9月2日（水）
②現地説明会参加申込受付期間	令和8年8月18日（火）～9月2日（水）
③現地説明会	令和8年9月7日（月）
④質問事項受付期間	令和8年8月18日（火）～9月10日（木）
⑤質問事項回答期日	令和8年9月17日（木）（予定）
⑥申込書受付期間	令和8年9月8日（火）～9月30日（水）
⑦経営状況調査期間	令和8年9月下旬～10月中旬（予定）
⑧選定委員会	令和8年10月下旬～11月上旬（予定）
⑨選定結果通知	令和8年11月下旬（予定）
⑩議会における議決	令和8年12月上旬（予定）
⑪基本協定書の締結	令和9年2月下旬（予定）
⑫年度協定書の締結	令和9年4月1日（木）
⑬指定管理者による管理の開始	令和9年4月1日（木）

5 募集要項の配布期間、現地説明会等

（1）募集要項等の配布

ア 配布期間

令和8年8月18日（火）から9月2日（水）まで

イ 配布場所

市のホームページからダウンロードしてください。

ウ 配布資料

（ア）和歌山市所管スポーツ施設指定管理者募集要項（本書）

（イ）和歌山市所管スポーツ施設指定管理業務仕様書

（ウ）和歌山市所管スポーツ施設指定管理者指定申請書他提出関係書類一式

（エ）その他資料等

（2）現地説明会

申込みを予定している団体を対象に、現地説明会を開催します。説明会に不参加の場合は、原則として、応募できませんので注意してください。

ア 開催日程

令和8年9月7日（月）（予定）

なお、時間については、後日、別途通知します。

イ 集合場所

松下体育館

松下体育館⇒河南総合体育館⇒市民スポーツ広場⇒市民温水プール⇒市民体育館の順に施設を回ります。

※上記集合場所等は、変更する場合がありますので、ご了承ください。

ウ 参加人数

1団体につき3名までとします。

なお、共同企業体として参加される場合も3名までとします。

エ 参加申込方法

- (ア) 「和歌山市所管スポーツ施設指定管理に係る説明会参加申込書（様式 9）」に必要事項を記入し、令和 8 年 9 月 2 日（水）の午後 5 時までに、電子メールに添付してスポーツ振興課宛て提出してください。
- (イ) 電子メールの表題は「和歌山市所管スポーツ施設 現地説明会参加申込（団体名）」とし、電子メール送信後、必ずスポーツ振興課へ電話にて受信確認してください。なお、電話による受信確認は、令和 8 年 9 月 2 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとします。
- (ウ) 申込方法は電子メールとし、電話・FAX・口頭での申込みは受け付けません。
- (4) 質問事項受付期間及び回答方法

質問がある団体は、「質問書（様式 10）」に必要事項を記入し、電子メールに添付し、スポーツ振興課宛て提出してください。

ア 質問事項受付期間

令和 8 年 8 月 18 日（火）から 9 月 10 日（木）午後 5 時まで

イ 質問書提出方法

- (ア) スポーツ振興課宛て電子メールにて提出してください。
- (イ) 電子メールの表題は「和歌山市所管スポーツ施設指定管理に係る質問書（団体名）」とし、電子メール送信後、スポーツ振興課へ電話にて受信確認してください。なお、電話による受信確認は、令和 8 年 8 月 18 日（火）から 9 月 10 日（木）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとします。
- (ウ) 電話・FAX・口頭での質問は受け付けません。

ウ 質問書回答方法

市ホームページにて、令和 8 年 9 月 17 日（木）（予定）までに随時回答します。

6 指定申込書等の提出

(1) 提出書類

書 類 名	様式 番号	インデックス 表示
① 指定管理者指定申込書	1	①指定申込書
② 収支予算書（令和 9 年度～令和 13 年度）		②収支予算書
様式 2-1 管理運営業務 収支予算書（全年度）	2-1	
様式 2-2 管理運営業務 収支予算書（単年度）	2-2	
③ 事業計画書（令和 9 年度～令和 13 年度）		③事業計画書
様式 3-1 管理運営方針	3-1	
様式 3-2 法令遵守	3-2	
様式 3-3 地域経済への貢献	3-3	
様式 3-4 維持管理	3-4	
様式 3-5 安全管理・危機管理①	3-5	
様式 3-6 安全管理・危機管理②	3-6	
様式 3-7 安定した管理運営①	3-7	

様式 3-8 安定した管理運営②	3-8	
様式 3-9 安定した管理運営③	3-9	
様式 3-10 サービス向上と利用促進①	3-10	
様式 3-11 サービス向上と利用促進②	3-11	
様式 3-12 サービス向上と利用促進③	3-12	
様式 3-13 スポーツクラブ等との連携	3-13	
④ 共同企業体協定書兼委任状	4	④委任状
⑤ 応募資格に係る申立書	5	⑤申立書
⑥ 申込者概要 ※ 設立趣旨、従事者数、資本金の額その他経営規模等	6	⑥申込者概要
⑦ 管理運営実績	7	⑦管理運営実績
⑧ 役員等調書及び照会承諾書	8	⑧役員等調書
⑨ 指定申込みする日の属する事業年度を含む直前3年の各事業年度の収支予算書及び事業計画書 ※ 売上計画、利益計画等	任意	⑨予算計画
⑩ 指定申込みする日の属する事業年度の直前3年の各事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書その他これらに類する書類 ※ 指定申込みの日の属する事業年度に設立された団体に当たってはその設立時における財産目録	任意	⑩決算書等
⑪ 定款、規約、寄附行為その他これらに類する書類	任意	⑪定款等
⑫ 法人にあっては、当該法人の履歴事項全部証明書（法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあっては、同条第12項の証明書） ※ 指定申込みする日の3か月以内に発行されたもの	—	⑫登記事項証明書
⑬ 税の滞納がないことを証明するもの ※ 国・県・市税納税証明書又は非課税証明書、完納証明書等	—	⑬納税証明書
⑭ 労働者災害保険・雇用保険に加入していることを証明する書類（写し） ※ 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の控え等	—	⑭労働関連証明書
⑮ その他市が必要と認める書類	任意	⑮その他

※1 共同企業体の場合は、提出書類⑤～⑮について、すべての構成団体の書類を作成し、当該書類がどの構成団体のものか判別できるよう明確に区分して提出してください。

※2 提出書類①～⑩については、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」等のデータ形式で作成したものを電子メールに添付してスポーツ振興課宛て提出してください。

《応募書類の製本方法等について》

- ア 提出の際は、正本（１部）・副本（１４部）ごとにフラットファイル（Ａ４たて、２穴）に上記に掲げる順序で、様式ごとに間紙を入れ、インデックスを付けて綴じること。
- イ インデックスには、上記の「インデックス表示」を記入すること。
- ウ 書類のうち、作成義務がなく該当がない場合は、その旨を記した用紙を作成し、入れること。
- エ 正本には、提出書類①～⑮の原本を入れること。
- オ 副本には、提出書類①～⑮の原本の写しを入れること。
- カ 様式で使用する文字のポイント数は、原則として１０．５ポイント以上とすること。また、色の使用については、自由とする。
- キ フラットファイルの背・おもて表紙には、下の例のとおりラベルをつけること。
例：和歌山市所管スポーツ施設指定管理者応募書類 株式会社〇〇
- ク 応募書類は、プレゼンテーション時の資料となるため、片面印刷とし、ページ数を付けるなど分かりやすいようにすること。

（２）提出期間

令和８年９月８日（火）から９月３０日（水）まで

※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

※受付時間は、午前９時から午後５時までとします。

※提出後は、変更及び追加は認めません。（軽微な変更を除く。）

（３）提出場所

和歌山市産業交流局 文化スポーツ部 スポーツ振興課（市役所１０階）

（４）提出方法

指定申請書等１５部（正本１部・副本１４部）を上記に定める提出場所に必ず持参してください。提出方法は持参のみとし、郵送、ＦＡＸによる提出は受理しません。

また、要求した内容以外の書類等は受理しない。

なお、提出書類①～⑩について、作成した書類のデータ（「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」のいずれかのデータ形式）を電子メールに添付してスポーツ振興課宛て提出すること。電子メールの表題は「和歌山市所管スポーツ施設応募書類データ（応募者名）」とし、電子メール送信後、スポーツ振興課へ電話にて受信確認すること。

（５）提出にあたっての留意事項

ア ５施設一括管理

市立体育館、スポーツ広場、温水プールのスポーツ施設について、５施設一括管理となりますので、単独施設のみで申請はできません。

イ 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微な変更を除く。）

ウ 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の決定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

エ 申込みの辞退

申込書類を提出した後に辞退する場合は、「和歌山市所管スポーツ施設指定管理者辞退届（様式１１）」を提出してください。

オ 提出書類の使用言語

提出書類の作成に当たっては、日本語を使用してください。

カ 虚偽の記載をした場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

キ 個別接触の禁止

選定委員会の委員、市の職員その他本件関係者に対する本件申請についての個別接触を禁止します。

なお、接触の事実が認められた場合は、失格とします。

ク 情報公開

提出書類は、個人情報及び法人に係る事業運営上の地位、その他の社会的地位が損なわれると認められる場合等、原則非公開とするものを除き、広く公表を行います。また、和歌山市情報公開条例の規定に基づき公開請求があった場合、条例に定める非公開情報を除き公開します。

ケ 追加資料の提出

市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

コ 応募に関する費用負担

応募に際して必要な費用は、応募者負担とします。

サ その他

市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じるとともに、この検討の目的内であっても市の承諾を得ることなく第三者に対し使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

7 応募者による提案

応募者は、次に掲げる事項について、「事業計画書（様式３）」により提案すること。

（様式３－１） 管理運営方針

（様式３－２） 法令遵守

（様式３－３） 地域経済への貢献

（様式３－４） 維持管理

（様式３－５） 安全管理・危機管理①

（様式３－６） 安全管理・危機管理②

（様式３－７） 安定した管理運営①

（様式３－８） 安定した管理運営②

（様式３－９） 安定した管理運営③

（様式３－１０） サービス向上と利用促進①

（様式３－１１） サービス向上と利用促進②

(様式 3-12) サービス向上と利用促進③

(様式 3-13) スポーツクラブ等との連携

8 選定方法

(1) 選定の手順

ア 募集及び選定は、公募型プロポーザル方式とします。

イ 申請書の受理後、スポーツ振興課において資格審査を行います。

ウ 資格審査の後、その応募者が安定した管理体制を提供できる団体であるか判断するため、経営状況の審査を実施します。審査を実施するにあたり、必要に応じて市、又は市と契約した税理士等から、追加資料の提出及びヒアリングの実施を団体に求める場合があります。

エ 外部の学識経験者等により構成された和歌山市所管スポーツ施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、選定基準に基づき書類審査及びヒアリング等により審査を行う。なお、選定委員会の会議は、非公開とする。

オ 選定委員会において、最も高い評価を受けた応募者を指定管理者の候補者として選定する。ただし、選定委員会が基準（当該応募者の合計点数が合計配点の60%以上の点数であること。）に満たないと認めたときは選定しないものとする。なお、応募者が1団体等のみであっても同様の取扱いとし、選定委員会が基準に満たないと認めたときは選定しないものとする。

カ 指定管理者の指定は、令和8年12月和歌山市議会定例会での議決を経て決定することとなります。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とします。この協議は候補者を特定するまで繰り返すものとする。ただし、選定委員会が基準に満たないと認めたとき又は基準を満たす者と協議を行うも合意に至らず、基準を満たす者がいなくなったときは、候補者を選定しないものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング等

ア 選定委員会においては、応募者からのプレゼンテーションを実施予定とする。

イ 実施方法は、応募者の代表者等（1応募者につき3名までの出席に限る。）から事業計画等についてのプレゼンテーションの後、選定委員会からの質疑を行う。

ウ プレゼンテーションに要する経費は、すべて応募者の負担とする。

エ プレゼンテーションは提出書類をもとに説明すること。追加の資料配布や新規提案は認めない。

オ プレゼンテーションの日時、場所、詳細な実施方法等については、該当する応募者に別途通知する。

(3) 選定基準

指定管理者の選定に当たって、その基準となる要件は次のとおりとする。

【選定基準】

項目		審査する主 な書類	配点 200
1 基本的事項	(1) 管理運営方針		
	・スポーツ施設の性格、設置目標、業務内容の把握について ・指定管理者となる意義や責任等の認識について	様式 3-1	10
	(2) 法令遵守		
	・各種法令、個人情報の保護、情報公開、環境保護について	様式 3-2	10
	(3) 地域経済への貢献		
	・地元雇用及び地元調達等による地域経済への貢献について	様式 3-3	10
2 施設の維持管理	(4) 維持管理		
	・施設設備、備品等の維持管理について ・衛生管理について	様式 3-4	10
	(5) 安全管理・危機管理		
	・安全対策の明瞭性について ・業務従事者の教育、訓練について	様式 3-5	10
	・防犯及び防災対策等の危機管理体制について	様式 3-6	10
	(6) 安定した管理運営		
3 施設の運営	【税理士等の専門家による経営診断により算出】 ・財務状況の健全性について	財務諸表等	20
	・人員配置や勤務体制の適正性について	様式 3-7	20
	・複数の類似施設等を安定的に運営した実績について	様式 3-8 様式 7	20
	・複数施設の一体管理による運営の効率化について	様式 2 様式 3-9	10
	(7) サービス向上と利用促進		
	・自主事業の実施や使用時間拡充等のサービス向上に向けた取組について	様式 3-10	20
	・積極的な情報発信について ・独自ノウハウやアイデアを反映したスポーツ教室・体験会等の実施による利用促進の取組について	様式 3-11	20
	・使用者の要望の把握と対応方法の適正性について	様式 3-12	10
	(8) スポーツクラブ等との連携		
	・市内スポーツクラブ等との協働を目的とした相互連携について	様式 3-13	10

4 管理 運営 経費	(9) 指定管理料		
	【指定管理料の提案金額により算出】 応募団体のうち最低提案金額÷評価団体の提案金額×10点 ※1 小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで計上する。 ※2 評価団体の提案金額が上限額の80%を下回る場合は、満点とする。	様式2	10

9 選定結果の通知・公表

選定結果について、令和8年11月下旬（予定）に応募者全員に対して郵送にて通知します。また、審査の透明性を図るため、選定結果（応募者名及び得点等）をホームページ等で公表します。なお、応募者は、選定結果の公表に同意の上、申込みを行うものとする。

10 協定の締結

指定管理者の指定の後に、市と指定管理者は、本業務を実施する上で必要となる詳細事項について、関係法令及び本要項、指定管理者の提案事項等を基本として協議を行い、基本的な事項を定めた基本協定書及び各年度の委託金額等を定めた年度協定書を締結する。なお、市と指定管理者の協議により、仕様書の内容等について、変更が生じる場合がある。

(1) 基本協定書に盛り込む事項

ア 総則

協定の目的、管理運営の基本方針、指定期間等

イ 本業務等の範囲と実施条件

指定管理者が行う本業務の範囲、業務実施の条件等

ウ 本業務等の実施

本業務に係る責任分担、第三者委託、緊急時の対応、情報管理、環境への配慮等

エ 備品等の取扱い

備品等の貸与等

オ 業務実施に係る確認事項

事業計画書、業務報告書、モニタリング、改善指示等

カ 指定管理料及び使用料金

指定管理料の支払、使用料金収入の取扱い等

キ 損害賠償及び不可抗力

損害賠償等、保険、不可抗力による損害等

ク 指定期間の終了

業務の引継ぎ、原状回復義務等

ケ 指定期間終了前の指定の取消し

指定の取消事由等

コ その他

権利又は義務の譲渡の禁止、疑義の協議等

(2) 協定保証金の納付

指定管理者は、指定管理料の10分の1に相当する額以上の協定保証金を納付すること。

なお、和歌山市契約規則（平成１５年規則第８３号）第３４条に該当する場合は不納付とする。

また、契約時まで、本市の競争入札参加資格の有資格者となった場合は不納付の対象とする。なお、共同企業体の場合は、すべての構成団体が、契約時まで、本市の競争入札参加資格の有資格者となった場合は不納付の対象とする。

V その他の事項

1 指定の取消し等

（１）指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し等

ア 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。

（ア） 地方自治法第２４４条の２第１０項の規定に基づく報告、実地調査を拒んだり虚偽の報告をした場合又は改善の指示（文書による改善の指示に限る。）に従わない場合

（イ） 資格要件を満たさなくなった場合（ただし、市から指名停止の措置を受けている場合は、その停止理由が市の信用失墜にあたる場合に限る。）

（ウ） 申込時に提出した書類の内容等に虚偽があると判明した場合

（エ） 団体の経営状況の著しい悪化等により、指定管理業務に重大な支障が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合

（オ） 業務の実施に際し必要な関係機関の許認可を得ないなど、不正行為があった場合

（カ） その他指定管理者による管理運営業務を継続することが適当でないと認められる場合（地方自治法第２４４条の２第１１項）

（キ） 毎年度末と四半期ごとの事業報告書を期限までに提出しない場合（条例第１１条第１項）

（ク） 指定管理者が、市と締結する協定書及び関係法令等に違反する等不正行為を行ったとき。

（ケ） 指定管理者が本業務に係る法令並びに本要項及び協定に基づく市の指示に従わないとき。

（コ） 施設の適正な管理に著しい支障が生じるおそれがあるとき。

（サ） その他市が必要と認めるとき。

イ 上記の取消し等の事由により、市が指定を取り消し、又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、市に損害が生じた場合は、指定管理者は、市にその損害を賠償しなければならないものとします。この場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとします。

ウ 指定管理者は、上記の取消事由のア（イ）若しくは（エ）に該当することとなった場合、又はそのおそれがある場合は、速やかに市に報告しなければなりません。

（２）不可抗力等による指定の取消し等

不可抗力その他市及び指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、双方協議の上、指定の取消し、又は業務の全部または一部の停

止を行うことができるものとします。この場合において、取消し等により発生する損害等の負担については、協議の上決定するものとします。

2 業務の引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消し等により、市が指定する者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力していただきます。

指定期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、施設を指定期間開始前の状態に復して次期指定管理者又は市に引き継ぐものとします。業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎを行っていただくとともに必要なデータ等についても提供していただきます。

3 事前準備等の経費

候補者選定後の協議に関する交通費及び受託のための準備に係る経費は、応募者の負担とします。

4 その他協議すべき事項

指定管理者は、市と連携を図った運営を行うこととし、協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方が誠意をもって協議するものとします。

また、指定管理者が施設の管理運営等に係る各種規定、要綱等を作成する場合は、市と協議することとします。

5 問合わせ先及び応募先

和歌山市 産業交流局 文化スポーツ部 スポーツ振興課

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

電 話 073-435-1364

FAX 073-435-1358

E-mail sports@city.wakayama.lg.jp